

# 森友規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、森友と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は、

1. 森林作業を学び、実践することで技術の習得と同時に森林の整備に貢献する。
2. 森林に関する様々な活動を行うことで日本の森林・林業に対する理解を深める。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の活動を行うものとする。

1. 森林・竹林作業
2. 勉強会
3. 木工
4. その他、行事

## 第2章 会員の範囲、権利及び義務

(会員の範囲)

第4条 本会員は、本学学生とし、第2条の目的に賛同し、代表の承認を得た者をもって組織する。

(会員の権利)

第5条 本会員は、次の権利を有する。

1. 本会の活動に参加できる。
2. 本会の定例会に参加でき、意見を述べることができる。
3. 本会の役員に立候補でき、また選出することができる。

(会員の義務)

第6条 本会員は、次の義務を負うものとする。

1. 会員は、入部時に500円、入部月から毎月1500円の部費を納入する。

## 第3章 役員を選出及び任期

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- |       |    |
|-------|----|
| 1. 部長 | 1名 |
| 2. 主務 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 |
| 4. 書記 | 1名 |

5. 渉外

6. その他、代表の認める役員 若干名

(役員を選出)

第8条 本会の役員は、会員の互選とする。

(任期)

第9条 選出された役員の任期は1年とする。

第4章 付則

(規約の効力)

第10条 本会の規約は、平成22年4月1日より効力を生じるものとする。